

Q 消火活動に協力した市民がケガをした場合の補償は

消防団員は、火災現場で緊急の必要がある場合、付近にいる市民に消火活動等に協力させることができます。あなたの要求に従って、消火活動に協力した市民が大ケガをしてしまった場合、損害補償はどうなるのでしょうか。

また、消防隊や消防団が現場到着する前に、自主的に消火活動等に協力した市民がケガをした場合は、どうなるのでしょうか。



A 火元の家人など応急消火義務のある方以外は、損害補償を受けられません。



出火建物の近隣にお住まいの方など、現場付近におられる方は、消火や人命救助などの活動に協力しなければなりません。これらの方が消防隊や消防団が現場到着する前に自主的に、又は消防隊員や団員の要求に従って消防作業に協力した結果、死亡し、又はケガをされた場合などには、神戸市がその損害を補償します。

また、火災が発生した場合、その建物に住んでいる方や働いている方などは、消防隊が現場に到着するまでの間、消火や人命救助などの活動を行わなければなりません。これらの者が消火活動等に当たることは、むしろ当然であり、活動中に死亡し、又はケガをされても、損害補償を受けることはできません。ただし、耐火構造のマンションなどの場合、応急消火義務のある隣室の住人も、例外的に損害補償の対象となります。